

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404

「まさか!」の火災からあなたを助ける 住宅用火災警報器



平成25年中全国で発生した火災100件当たりの死者発生状況を時間帯別にみると、22時～7時までの死者数の平均は6.6人で、それ以外の時間帯平均3.4人を大きく上回ります。これは、就寝時間帯は火災の発生に気がつきにくく、逃げ遅れによる被害が出やすいからです。

住宅用火災警報器とは

住宅用火災警報器は、火災の発生を警報音などによって知らせるもので、逃げ遅れによる死者の低減に効果を発揮します。このことから、全ての寝室と、階段上部(2階に寝室がある場合のみ)への設置を義務付けています。

※ 3階建て住宅は、設置方法が異なる場合があります。

あつて助かった! 住宅用火災警報器奏功事例

【事例1 松前町】

ガスコンロに火をつけたまま外出してしまったが、住宅用火災警報器が発報し、警報に気付いた隣人が119番通報した。その後、消防隊がベランダから進入して、火にかけられたままの鍋を発見し、流し台の水で消火した。

【事例2 伊予市】

天ぷら油を捨てようと凝固剤を入れたフライパンを加熱中、その場を離れた間に油が発煙して、住宅用火災警報器が発報。音に気が付き火災に至らなかった。

設置したら終わりではない

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。定期的に作動試験や手入れを行い、10年たったら交換しましょう。

【作動試験】

定期的(約1カ月程度)にボタンやひもを引いて作動試験を行ってください。メッセージや警報音が鳴れば正常です。

【お手入れ】

住宅用火災警報器は、検出部から内部に入った煙の粒子に光を当て、光の反射を利用して警報音を発します。検出部にホコリが付着すると火災を感知しなかったり、誤作動を起こしたりする場合があります。

手入れの方法は、機種によって異なる場合がありますので、取扱説明書などで確認してください。

【交換時期】

電池式の住宅用火災警報器は、電池の容量がなくなると火災を感知することができなくなります。電池が切れると本体の交換が必要となります。本体交換の目安は10年ですが、機種によって異なる場合がありますので、取扱説明書などで確認してください。

ご協力をお願いします

住宅用火災警報器設置率調査

住宅用火災警報器の設置状況を把握し、普及や適切な維持管理を啓発するために、消防職員が訪問して聞き取り調査を行います。

※調査する職員は身分証を提示します。

- 日程 4月10日(金)～ 9時～19時頃まで
- 対象世帯 町内70世帯(無作為抽出)
- 調査員 松前消防署職員
- 質問内容
 - ・ お住まいの住宅の形態
 - ・ 住宅用火災警報器の設置状況、購入時期、作動状況や維持管理について